

欧州委員会による農業交渉モダリティ提案（原案）の概要

(注)欧州委員会が12月16日にEU加盟国に提示した原案であり、今後、EU加盟国間でその了承に向けて議論が行われる予定。

1. 市場アクセス

- ・ UR方式による平均36%、最低15%の関税引下げ。
- ・ 先進国及び先進途上国は、後発途上国からの全輸入に対し無税・無枠を供与。
- ・ 先進国は、途上国からの全輸入の50%以上に無税を適用。
- ・ 途上国の関心品目についてのタリフ・エスカレーションの大幅な削減。
- ・ 地理的表示については、権利の保有者以外が使用している名称リストを策定し、誤解を招く、あるいは不正な使用を禁止。

2. 輸出競争

- ・ 輸出補助金について、数量ベースで大幅な削減、金額ベースで平均45%の削減(品目毎の柔軟性及び全ての形態の輸出補助金を同等に扱うことが前提)。
- ・ 輸出信用の輸出補助金的要素に係る厳格な規律を策定。
- ・ 現物援助は、緊急事態等に対応した真の食料援助に限定する等食料援助に係る規律を強化。
- ・ 輸出国家貿易企業については、差別的な補助や価格プール等の不正な慣行を規律。

3．国内支持

- ・ 削減対象国内支持については、総合 AMS により約束水準から 55 %削減。
- ・ 先進国に対するデミニミスを撤廃。
- ・ 動物愛護等のための支持を緑の政策に位置付ける。

4．実施期間

- ・ 実施期間は、2006 年を起点とし、先進国は 6 年間、途上国は 10 年間とする。

5．非貿易的関心事項

- ・ 環境保護、農村開発、途上国の食料安全保障については、それらを促進するための措置を農業協定に適切に位置付ける。
- ・ 動物愛護については、動物愛護に関する基準を満たすための追加的費用に対する補填措置を削減約束から除外する。

6．途上国の特別かつ異なる待遇

- ・ 先進国及び先進途上国は、後発途上国からの全輸入に対し無税・無枠を供与。
- ・ 先進国は、途上国からの全輸入の 50 %以上に無税を適用。
- ・ 途上国の関心品目についてのタリフ・エスカレーションの大幅な削減。
- ・ UR と同様に、途上国に対して低い削減率及び長い実施期間を適用。
- ・ 食料安全保障ボックスの創設(途上国に対する特別セーフガードの拡大、途上国の特定の国内助成に関するニーズの検討等)。